

第7期当麻町障がい福祉計画
第3期当麻町障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

当 麻 町

目 次

第1 計画策定の趣旨など

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制など	2
5 計画の対象	2
6 制度改正の概要	3

第2 障がいのある人の現状

1 障がいのある人の現状	6
--------------	---

第3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実施状況

1 障がい福祉サービスの実績	8
2 地域生活支援事業の実績	17
3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実施状況	21

第4 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念	23
2 計画推進の基本方針	24
3 令和8年度までの数値目標の設定	26

第5 サービス見込み量及び確保の方策

1 障がい福祉サービス	30
2 児童福祉法などによるサービス	32
3 地域生活支援事業	33
4 その他の事業	34

第6 計画の推進体制

1 計画の周知	35
2 推進体制の確立	35

「障がい」の表記について

「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものを指す用語を「障害」と標記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1 計画策定の趣旨など

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年度に第1期障がい福祉計画を策定して以降、6期にわたり計画を策定しています。また、平成30年度に第5期障がい福祉計画とともに第1期障がい児福祉計画を作成し、本計画の上位計画である当麻町第2次障がい者基本計画で掲げる「生きがいを持って安心して暮らすことができる町」を目指し、障がい福祉施策を推進してきました。

国においては、障がい者と健常者が分け隔てなく共生する社会の実現に向けた制度の改革が進められ、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。また、平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう「生活」と「就労」の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、支援の拡充が図られました。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和5年度までを対象期間としており、この度計画期間の満了に伴い、より時代とニーズに即した障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

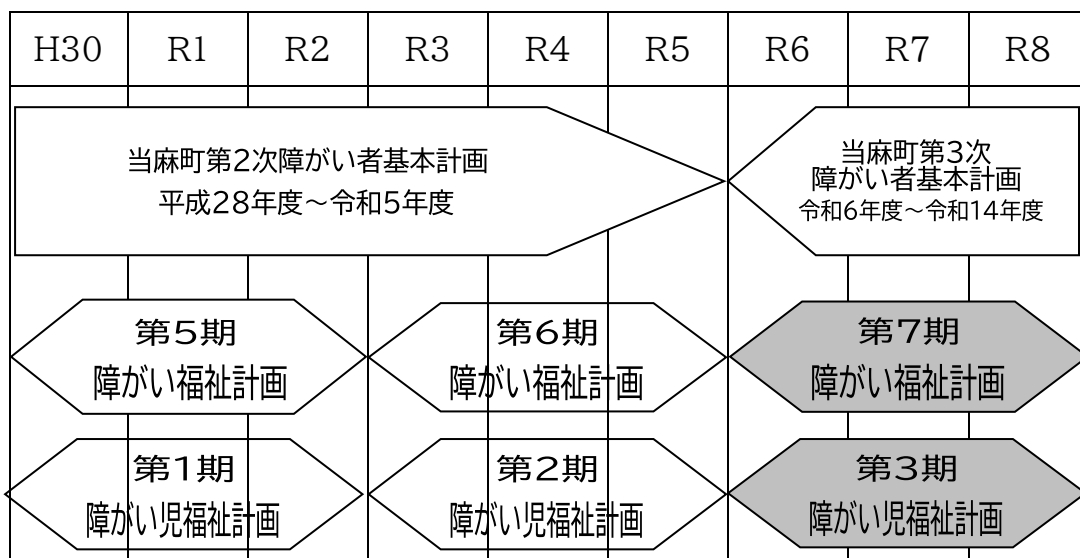
2 計画の位置付け

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により、市町村に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を定める計画で、「障害者基本計画」の実施計画的な性格を有するものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定により、市町村に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」で、障がいのある子どもへのサービスの提供に関する体制づくりやサービスなどを確保するための方策を定める計画です。

3 計画の期間

本計画は3年を一期として作成することとなっており、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は令和6～8年度を計画期間とします。



4 計画の策定体制など

(1)当麻町自立支援協議会の開催

福祉関係者、学識経験者、障がい当事者の代表などにより構成される当麻町自立支援協議会を開催し、幅広い関係者の意見を反映しました。

(2)策定体制

障がい福祉計画の策定にあたっては、策定体制として、庁内における関係各課及び愛別町、比布町、上川町、当麻町の四町で地方自治法に基づき令和4年度より設立された一部事務組合「上川中部福祉事務組合」が一体的に事務を行う上川中部基幹相談支援センター及び上川中部こども通園センターとの連携や打ち合わせにより他計画との整合性・利用形態・ニーズ把握などの意見を計画の策定に反映しました。

5 計画の対象

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。また、治療方法が確立していない疾病など政令で定める「難病」の人や発達に不安を抱える子どもについても本計画の対象者とし、障がい児・者が地域で安心して生活できる環境を整備し、社会参加を支援・促進するために策定します。

6 制度改正の概要

(1)近年の国の動向

国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正がされ、平成30年4月より施行されました。また、障がい者の社会参加に係る法律の施行や障害者雇用促進法が改正されるなど、障がい者のための制度改革が行われ、国内法の整備の充実がなされてきました。

■近年の国の動向

年 月	障がい者に関する主な法制度改正、施行など
平成 25 年4月	・「障害者総合支援法」一部施行 新たに難病を追加 ・「障害者優先調達推進法」施行 ・障がい者の法定雇用率の引き上げ（民間 1.8%から 2%、行政 2.1%から 2.3%）
平成 25 年6月	・成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行 ・「障害者差別解消法」成立 ・「障害者雇用促進法」改正
平成 26 年1月	・国連「障害者権利条約」批准
平成 26 年4月	・「精神保健福祉法」改正 ・「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化など
平成 28 年4月	・「障害者差別解消法」施行 障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供など
平成 28 年5月	・「成年後見制度利用促進法」施行 ・「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正（平成30年4月施行） 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用、障がい児支援の拡充など
平成 28 年8月	・「発達障害者支援法」改正
平成 30 年4月	・障がい者の法定雇用率の引き上げ（民間2%から2.2%、行政2.3%から2.5%）
平成 30 年6月	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年6月	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和2年4月	・「障害者雇用促進法」改正
令和3年9月	・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
令和4年6月	・「児童福祉法」一部改正（令和6年4月施行）

(2)障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(国)に係る基本指針の見直しについて

《主なポイント》

① 入所などから地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・重度障がい者などへの支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点などの整備の努力義務化などを踏まえた見直し
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神保健福祉法の改正などを踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③ 福祉施設から一般就労への移行など
・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児などに対する支援体制の充実 ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
⑤ 発達障がい者など支援の一層の充実
・ペアレントトレーニングなどプログラム実施者養成 ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言などの推進
⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置などの推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
⑦ 障がい者などに対する虐待の防止
・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・社会福祉法に基づく地域福祉計画などとの連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
・都道府県による相談支援専門員などへの意思決定支援ガイドラインなどを活用した研修などの実施を活動指標に追加

⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
・ICTの導入などによる事務負担の軽減などに係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者などの研修修了者数などを活動指標に追加
⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
・障害福祉DB(データベース)の活用などによる計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者などのニーズ把握の推進
⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成などの促進に係る記載の新設
⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・障がい福祉計画などの策定時における難病患者、難病相談支援センターなどからの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭ 地方分権提案に対する対応
・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込み量の活動指標の策定を任意化

第2 障がいのある人の現状

1 障がいのある人の現状

障がい者手帳交付者数は、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳は令和4年度に交付者数が増加しましたが、令和5年度は交付者数が減少しています。療育手帳は、令和4年度に交付者数が減少しましたが、令和5年度は、交付者数が増加しています。

●障がい者手帳交付者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	6,342人	6,258人	6,154人
身体障害者手帳	452人	456人	434人
療育手帳	60人	55人	59人
精神障害者保健福祉手帳	48人	54人	52人
手帳交付者 合 計	560人	565人	545人
比 率(交付者／人口 %)	8.83%	9.02%	8.85%

※各年度4月1日現在

(1)身体障害者手帳所持者(障がい種別・年齢別)

R5.12.31 現在

障がい種別		年 齢				
		0～19	20～39	40～59	60～79	80 以上
視覚障がい		1	1	5	4	7
聴覚・平衡機能障がい		1	2	2	7	71
音声機能・言語障がい		0	0	1	1	2
肢体不自由障がい		2	1	19	107	86
内部機能障がい	呼吸機能障がい	0	0	0	0	1
	心臓機能障がい	1	2	2	13	34
	腎臓機能障がい	0	0	6	6	7
	膀胱直腸機能障がい	0	0	3	9	12
	小 計	1	2	11	28	54
合 計		5 (1.2%)	6 (1.4%)	38 (9.1%)	147 (35.4%)	220 (52.9%)

※複数の障がい種別のある方は、重複して計上しています

(2)療育手帳所持者(判定別・年齢別)

R5.12.31 現在

判定別	年 齢				
	0～19	20～39	40～59	60 以上	計
A判定(重度)	5	4	11	3	23 (35%)
B判定(中・軽度)	11	15	11	5	42 (65%)
合 計	16 (24.9%)	19 (29.3%)	22 (33.3%)	8 (12.5%)	66

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別・年齢別)

R5.12.31 現在

等級別	年 齢				
	0～19	20～39	40～59	60 以上	計
1級	0	0	1	3	4 (8.2%)
2級	0	5	15	13	33 (67.3%)
3級	0	3	6	3	12 (24.5%)
合 計	0 (0.0 %)	8 (16.3 %)	22 (44.9%)	19 (38.8 %)	49

第3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実施状況

1 障がい福祉サービスの実績

(1) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある方が共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事などの介護や調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

利用対象者は、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助を必要とする障がい者が想定されています。

本サービスの利用人数は、見込みを上回っています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	見込み	20 人	20 人	20 人
	実績	22 人	24 人	23 人

※令和5年度は見込み

② 施設入所支援

施設に入所している障がいのある方に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護などを提供します。

利用対象者は、生活介護を受けている方で障害支援区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上の方、自立訓練または就労移行支援を受けている方で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められるものまたは地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な方です。

本サービスの利用量は、令和5年度が見込みを上回っています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	見込み	19 人	19 人	19 人
	実績	19 人	18 人	20 人

※令和5年度は見込み

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする障がいのある方で、主に昼間に障がい者支援施設で入浴、排せつ、食事などの介護、生産活動などの機会を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害支援区分3(施設入所者は障害支援区分4)以上、また、50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2(施設入所者は障害支援区分3)以上の方です。

本サービスの利用量は、新規利用者の増により年々増加しています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込み	648 人日	648 人日	648 人日
	実績	642 人日	646 人日	683 人日

※令和5年度は見込み

② 自立訓練

障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練などを提供するもので、機能訓練と生活訓練、宿泊型自立訓練に分けられています。

本サービスについては、利用対象と見込まれる方がいないため、第6期計画期間における利用はありません。

ア)自立訓練(機能訓練)

機能訓練は身体障がいのある方のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行うものです。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	見込み	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日

※令和5年度は見込み

イ)自立訓練(生活訓練)

生活訓練は知的障がいまたは精神障がいのある方の生活能力の維持・向上などを行うものです。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	見込み	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日

※令和5年度は見込み

ウ)宿泊型自立訓練

知的障がいまたは精神障がいのある方に対し、居室その他の設備を利用させ、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談や助言など必要な支援を行います。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型 自立訓練	見込み	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日

※令和5年度は見込み

③ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、一定期間、生産活動などの機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。

本サービスの利用量は令和3年度は見込みを下回っていましたが、利用者、利用量の増により令和4年度からは見込みを上回っています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	見込み	22 人日	22 人日	22 人日
	実績	9人日	41 人日	40 人日

※令和5年度は見込み

④ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対して、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練などを行います。

また、この事業はA型(雇用型)とB型(非雇用型)の2つのタイプがあり、内容は次のとおりです。

区分	サービスの内容
A 型 (雇用型)	雇用契約などに基づく就労が可能な障がいのある方であって、就労移行支援事業で一般企業の雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった方、企業などを離職した方や就労経験のある方で、現に雇用関係がない方が対象となります。
B 型 (非雇用型)	就労の機会などを通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される方で、就労移行支援事業などにより、一般企業などの雇用に結びつかなかった方やB型の利用が適当と判断された方、就労経験のある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方、50 歳に達している方または障害基礎年金 1 級受給者が対象となります。

就労継続支援A型(雇用型)は、利用対象と見込まれる方がいないため、第6期計画期間における利用はありません。

就労継続支援B型(非雇用型)は令和5年度まで見込みを下回っています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 A型 (雇用型)	見込み	0 人日	0 人日	0 人日
	実績	0 人日	0 人日	0 人日
就労継続支援 B型 (非雇用型)	見込み	496 人日	496 人日	496 人日
	実績	465 人日	473 人日	437 人日

※令和5年度は見込み

⑤ 療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話などを提供します。

利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期入院による医学的ケアを要する方で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方、あるいは筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方です。

本サービスは1人の利用があります。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人

※令和5年度は見込み

⑥ 短期入所

居宅で介護を行う方が疾病やその他の理由により介護ができない場合に、障がいのある方を障がい者支援施設などで、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を提供するものです。「福祉型」と「医療型」の2種類があります。

本サービスの利用量は、令和3年度は利用者の増により大幅に増加しましたが、令和4年度からは、利用者の減により大幅に減少しています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	見込み	6人日	6人日	6人日
	実績	21 人日	2人日	1人日
短期入所 (医療型)	見込み	0人日	0人日	0人日
	実績	0人日	0人日	0人日

※令和5年度は見込み

(3)訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

障がい者などにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用対象者は、障害支援区分1(通院等介助で身体介護を伴う場合は区分2)以上の方です。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方であって、常時介護を要する方につき、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護や調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

利用対象者は、二肢以上に麻痺などがあり障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている障害支援区分4以上の方です。

③ 重度障がい者等包括支援

常時介護を要する障がい者などであって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

利用対象者は、重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺などがあり寝たきり状態にある障がいのある方のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいまたは最重度知的障がいの方で障害支援区分6の方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方です。

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者などであって常時介護を要するものにつき、当該障がい者などが行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護その他の当該障がい者などが行動する際の必要な援助を行います。

利用対象者は、行動障がいのある方で障害支援区分3以上の方です。

⑤ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者などにつき、外出

時において、当該障がい者などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者などが外出する際の必要な援助を行います。

利用対象者は、一定以上の視覚障がいを有し、障害支援区分2(身体介護を伴わない場合は障害支援区分認定を必要としない)以上の方です。

第6期計画期間においては、居宅介護及び同行援護の利用があり、1人当たりの利用量の減により、見込みを下回っております。

重度訪問介護、重度障がい者等包括支援及び行動援護については、第6期計画期間における利用はありません。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用人数と利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・重度障がい者等包括支援・行動援護・同行援護	見込み	8人 36 時間	8人 36 時間	8人 36 時間
	実績	5人 28 時間	5人 22 時間	5人 32 時間

※令和5年度は見込み

(4)相談支援

① 計画相談支援

障がいのある方に対し、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

③ 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

計画相談支援の利用人数は見込みを下回った年度もありますが、増加傾向にあり、概ね見込み通りとなっています。

地域移行支援については、令和3年度に1人の利用がありました。

地域定着支援については、第6期計画期間における利用はありません。

■サービスの見込み量と実績値(各年度3月末の利用人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込み	13 人	13 人	13 人
	実績	13 人	11 人	13 人
地域移行支援	見込み	0人	0人	1人
	実績	1人	0人	0人
地域定着支援	見込み	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人

※令和5年度は見込み

(5)発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

放課後や土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを続けることにより、自立促進、放課後などの居場所づくりを行います。

④ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活に適応できるよう支援するものです。

児童発達支援は利用人数の増により利用量が見込みを上回っています。

放課後等デイサービスの利用人数は概ね見込み通りとなっていますが、利用量は1人当たりの利用量の減により、見込みを下回っています。

医療型児童発達支援は、第2期計画期間における利用はありません。

保育所等訪問支援は、令和3、4年度は見込み量を上回っています。

■サービスの見込み量と実績値(月単位の利用人数と利用量)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込み	9人 32 人日	9人 32 人日	9人 32 人日
	実績	13 人 39 人日	14 人 51 人日	14 人 68 人日
医療型児童発達支援	見込み	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	実績	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	見込み	20 人 242 人日	20 人 242 人日	20 人 242 人日
	実績	20 人 239 人日	19 人 206 人日	20 人 190 人日
保育所等訪問支援	見込み	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
	実績	1人 1人日	1人 2人日	0人 0人日

※令和5年度は見込み

(6)発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

① 障がい児相談支援

障がいのある児童に対し、支給決定を行う際に発達支援サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

本サービスの利用人数は、見込みを上回っています。

■サービスの見込み量と実績値(各年度3月末の利用人数、相談場所の数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	見込み	7人	7人	7人
	実績	19 人	22 人	22 人
一般相談事業	見込み	4箇所	4箇所	4箇所
	実績	4箇所	4箇所	4箇所

※令和5年度は見込み

2 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業については必須事業と任意事業を行っています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

町民に対し、障がい者などに対する理解を深めるため、研修や啓発事業などを行うものです。

本町では、上川中部基幹相談支援センターが毎年各種制度の説明や当事者の声を聞く研修会を開催しております。また、例年町内のイベントにおいて障がいの理解啓発コーナーを設け、周知に努めています。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して支援を行うものです。

本町では、障がい者やその家族が悩みの共有や情報交換ができる場として、平成26年度よりきたよんサロンを実施しています。

令和4年度は、64 名が参加しています。

③ 相談支援事業

相談支援事業所を設置し、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行うものです。

本町では、平成26年度より上川中部4町(当麻町・比布町・愛別町・上川町)共同で「上川中部基幹相談支援センター」を設置しています。

■サービスの見込み量と実績値(実施事業所数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者 相談支援事業	見込み	2箇所	2箇所	2箇所
	実績	1箇所	1箇所	1箇所

※令和5年度は見込み

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行う事業です。第6期計画期間における利用はありません。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

本町では、広域で旭川成年後見支援センターを設置しており、その機関にて市民後見人の養成や支援を行っているため実施していません。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がい、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などに手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。

本町では、「公益社団法人 北海道ろうあ連盟」に委託し、手話通訳者の派遣を実施しています。手話通訳者設置事業は、手話通訳者の派遣による対応で十分であるため、実施していません。

■サービスの見込み量と実績値(各年度ごとの利用実人数、設置手話通訳者数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	見込み	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人
手話通訳者 設置事業	見込み	0 人	0 人	0 人
	実績	未実施	未実施	未実施

※令和5年度は見込み

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいの方などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図るものです。

■サービスの見込み量と実績値(支給件数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	見込み	0件	0件	0件
	実績	0件	0件	0件
自立生活 支援用具	見込み	2件	2件	2件
	実績	7件	1件	2件
在宅療養等 支援用具	見込み	1件	1件	1件
	実績	0件	1件	1件

情報・意思疎通 支援用具	見込み	1件	1件	1件
	実績	2件	1件	1件
排泄管理 支援用具	見込み	230 件	230 件	230 件
	実績	216 件	215 件	230 件
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込み	0件	0件	0件
	実績	1件	0件	0件

※令和 5 年度は見込み

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などとの交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として、日常会話を行うのに必要な手話表現術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

本町では、平成27年度より上川中部基幹相談支援センターが、手話奉仕員養成講座を開催しています。

■サービスの見込み量と実績値(手話奉仕員数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業	見込み	8 人	8 人	8 人
	実績	16 人	9 人	12 人

※令和 5 年度は見込み

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方などに対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の移動を支援するものです。

本町では、委託により事業を実施しています。

■サービスの見込み量と実績値(利用実人数と利用時間)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	見込み	14 人 357 時間	14 人 357 時間	14 人 357 時間
	実績	14 人 462 時間	20 人 474 時間	14 人 341 時間

※令和 5 年度は見込み

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通う施設において、創作的活動、生産活動、社会での交流の促進などの事業を行うものです。

本町では、委託により事業を実施できる体制を整えています。

■サービスの見込み量と実績値(委託事業所数と利用実人員)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター事業	見込み	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人
	実績	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人

※令和5年度は見込み

(2)任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある方などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

本町では、委託により事業を実施しています。

■サービスの見込み量と実績値(委託事業所数と利用実人員)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援 事業	見込み	3箇所 4人	3箇所 4人	3箇所 4人
	実績	4箇所 5人	1箇所 1人	4箇所 5人

※令和5年度は見込み

② 社会参加促進事業

芸術・文化活動を振興するため、障がいのある方の作品展や音楽会など芸術・文化活動の情報を収集し、障がいのある方に芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

本町では、「社会福祉法人 当麻かたるべの森」に委託して事業を実施しています。

■サービスの見込み量と実績値(1回毎の平均参加人数)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進 事業	見込み	30人	30人	30人
	実績	50人	117人	83人

※令和5年度は見込み

3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実施状況

(1)共に暮らすための基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者の生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できるよう各事業所と連携を図ってきました。

また、上川中部福祉事務組合が運営している「上川中部基幹相談支援センター」が中心となって開催している研修会により、当事者の話を聞ける機会を設けたり、地域の理解や協力を得るための取組などを行ってきました。

当麻町自立支援協議会の地域づくり部会で地域の状況を把握する予定でしたが、コロナ禍もあり課題の把握する場を設けることができませんでした。

(2)障がい者の就労の促進

令和2年度から心身障がい者（児）通所交通費助成事業を実施しており、障がい者が町外の就労支援事業所にも通いやすくすることにより就労の促進を図ってきました。

当麻町自立支援協議会の地域づくり部会で地域課題解決に向け協議する予定でしたが、コロナ禍により協議の場を設けることができませんでした。

(3)グループホームなどの充実及び地域生活支援拠点の機能強化

地域で生活する障がい者に対し訪問系・日中系活動系サービス・その他の必要な支援を行ってきました。また、関係事業所で構成した「地域生活支援拠点検討委員会 すーぱーきたよんちゃん」において、拠点の機能について協議・検討を継続開催してきました。

(4)相談支援体制の整備

「上川中部基幹相談支援センター」及び「障がい者地域生活支援センターふらっと」、令和4年1月に登録された「相談支援事業所ていすと」を中心に相談支援体制の強化を図ってきました。「相談支援事業所ていすと」は、令和5年10月で廃止となりましたが、その他2事業所を中心として計画相談を進めており、障害福祉サービスを利用しているほぼ全ての方に対し実施しています。

(5)発達の違いや障害のある子どもの支援提供体制の確保

保健師による各種健診、子育て世代包括支援センターや教育委員会での各種事業による障がいなどの早期発見や日常的な相談支援に加え、障がい児通所支援を利用する際の情報提供や利用計画作成などの支援を行い、保護者などが安心してサービスを受けることができる体制の整備を行ってきました。当麻町自立支援協議会の子ども支援部会で地域の課題を把握する予定でしたが、コロナ禍により把握の場を設けることができませんでした。

(6)権利擁護の推進

上川中部基幹相談支援センター内に設置する障がい者虐待防止センターを中心に障がい者への虐待防止などに努めてきました。

(7)災害に備えた地域づくりの推進

町の防災係と連携し要援護者台帳の整備に努めてきました。

第4 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

本計画では、「当麻町第3次障がい者基本計画」の理念である「一人ひとりが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていくことができる町」を踏まえるとともに、次に掲げる基本理念に基づいて、今後の施策を推進していきます。

(1)障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者などの自己決定を尊重するとともに、引き続き意思決定の支援(判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援)に配慮します。

(2)市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者などが種別に関わらず、地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう町が実施主体であることを基本とし、引き続きサービスの充実を図るとともに、近隣市町の社会資源も活用し、必要な障がい福祉サービスが受けられるよう努めます。

また、障害者総合支援法に基づき、発達障がい者や高次機能障がい者及び難病患者などについては、給付の対象となっている旨の周知を行い、障がい福祉サービスの活用を促進します。

(3)入所施設や精神科病床から退所、退院した方などの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいがあっても共に暮らしていける社会の実現を目指し、精神病床などへの入院や入所施設から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて障がいのある人の働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

(5) 発達の遅れや障がいのある子どもの個性を尊重した健やかな育成のための発達支援

発達の遅れや障がいのある子どもが、乳幼児期から成人するまで切れ目のない一貫した支援体制と個性を尊重したサービス提供体制を構築できる環境の整備を図ります。

2 計画推進の基本方針

(1) 共に暮らすための基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービス提供や合理的な配慮ができるよう、質の高い障がい福祉サービスの確保や、それを提供するための人材の確保に努めます。また、障がいに対する理解の普及及び啓発に努め、共生社会実現のための基盤整備を目指します。

(2) 障がい者の就労の促進

障がい者が、障がいの程度に関わらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいをもって生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮した就労機会が得られるように取り組みます。また、各関係機関との連携を強化することで、障がい者が長く安心して働き続けられる環境の整備に努めます。

(3) グループホームなどの充実及び地域生活支援拠点の機能強化

施設入所や精神病床への入院などから地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を広域的連携も視野に入れながら進め、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスやその他の必要な支援を行います。

また、地域生活支援拠点において支援の実績などを踏まえて課題を把握し、関係機関と連携を図り機能強化に努めます。

(4) 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において安心して日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用や各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。

このため、上川中部基幹相談支援センターを核として、ケアマネジメントの視点から適切な相談支援を今後も実施します。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

(5) 発達の遅れや障がいのある子どもの支援提供体制の確保

発達の遅れや障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期

から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、今後も保健師による各種健診、子育て総合センターや教育委員会での各種事業により障がいなどの早期発見に努めます。

また、早期支援を行うための体制整備を図るとともに、「当麻町自立支援協議会」の子ども支援部会で地域の課題を把握し、その課題の解決に努め、地域で育てる環境を整備します。

(6) 権利擁護の推進

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化を図るため、継続して協議を行います。

その他、成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の周知のための啓発活動に努めます。

(7) 災害に備えた地域づくりの推進

個人情報保護法に配慮しつつ、関係機関と連携を図りながら災害時要援護者避難支援プランに基づく要援護者台帳の整備に努め、災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がい者などに対して、その特性に応じ配慮した支援ができるように、引き続き支援体制の整備に努めます。

3 令和8年度までの数値目標の設定

計画の策定にあたり、地域生活への移行や就労支援、障がいのある子どもへの支援といった課題に対応する計画となるよう、令和8年度までの数値目標を設定し、必要なサービス量を見込むこととしています。

この計画の数値目標の設定については、国の基本指針で示す目標値とするほか、これまでの実績を踏まえ目標を設定します。

「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る国の基本指針」

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
施設入所者の地域生活への移行	・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する ・施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする ・精神病床における 1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上・未満)の目標値を設定する ・精神病棟における退院率を入院3カ月後 68.9%以上、6 カ月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上とする
地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点などを整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績などを踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
福祉施設から一般就労への移行など	・一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍以上とする。うち就労移行支援から 1.31 倍、就労継続支援 A 型から 1.29 倍、就労継続支援 B 型から 1.28 倍 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所は、就労移行支援事業所の全体の5割以上とする ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍以上とする ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする

障がい児支援の提供体制の整備など	・児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1カ所以上設置する ・全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築 ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する ・医療的ケア児支援センターを設置 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所などを各市町村または各圏域に1カ所以上確保する
相談支援体制の充実・強化など	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などを行う
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

(1)施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
令和4年度末の施設入所者数(A)	19 人	目標設定の基準値
令和8年度末の施設入所者数(B)	18 人	令和8年度末の見込み数
令和8年度末までの削減見込み(C)	1人	【目標値】 (A)からの削減見込み数(A)－(B)(国の目標:Aの5%以上)
令和8年度中の地域生活移行者数(D)	2人	【目標値】 (A)からグループホームなどの地域生活に移行する人数 (国の目標:Aの6%以上)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	本町の目標
・精神障害者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする ・精神病床における 1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上・未満)の目標値を設定する ・精神病棟における退院率を入院3カ月後 68.9%以上、6 カ月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上とする	国・道の指針の前に、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての理解の場を1回以上設ける。

(3)地域生活支援拠点などの整備

国の基本指針	本町の目標
・各市町村において地域生活支援拠点などを整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績などを踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	上川中部基幹相談支援センターを中心に 4 町(当麻町・比布町・愛別町・上川町)で地域生活支援拠点の整備を図っており、各町自立支援協議会で検証していく。

(4)福祉施設から一般就労への移行

① 障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数値	国の基本指針
令和3年度中の一般就労移行者数(A)	0 人	目標設定の基準値
令和8年度中の一般就労移行者数	1人	【目標値】 基準値(A)の1.28 倍 ※地域の実情に応じて設定

② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項 目	数値	国の基本指針
令和3年度中の一般就労移行者数(A)	0 人	目標設定の基準値
令和8年度中の一般就労移行者数	1 人	【目標値】 基準値(A)の1.31 倍 ※地域の実情に応じて設定

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項 目	数値	国の基本指針
令和3年度中の一般就労移行者数(A)	0 人	目標設定の基準値
令和8年度中の一般就労移行者数	1 人	【目標値】 基準値(A)の1.29 倍 ※地域の実情に応じて設定

④ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項 目	数値	国の基本指針
令和3年度中の一般就労移行者数(A)	0人	目標設定の基準値
令和8年度中の一般就労移行者数	1人	【目標値】 基準値(A)の1.28倍 ※地域の実情に応じて設定

(5)障がい児支援の提供体制の整備など

① 児童発達支援センターの整備

国の基本指針	本町の目標
児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置	上川中部福祉事務組合で運営している上川中部こども通園センターを地域の中核的な支援施設として連携体制整備を図る。(市町村中核こども発達支援センター)

② 障がい児の地域社会への参加・包容推進体制の構築

国の基本指針	本町の目標
全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容推進体制の構築	上川中部福祉事務組合で運営している上川中部こども通園センターを核として関係機関と連携を図っていく。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所などの確保

国の基本指針	本町の目標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所などを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置	上川中部福祉事務組合で運営している上川中部こども通園センターで児童発達支援事業を実施している。また、近隣市町との連携強化を図る。

④ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の構築

国の基本指針	本町の目標
医療的ケア児支援センターを設置	近隣市町と連携しながら医療的ケア児を支援する体制の構築を図る。

第5 サービス見込み量及び確保の方策

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量算出に当たっては、第6期計画の進捗状況やサービス利用の実績、並びに新たなサービス対象者などを勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

1 障がい福祉サービス

必要な量の見込みは、利用実績に応じて勘案し設定します。

(1)居住系サービス(月単位の利用人数)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	23人	23人	23人	23人
施設入所支援	20人	20人	20人	20人

【確保の方策】

自立生活援助及び施設入所支援については、町内に事業所がないため近隣の市町と連携を図りながら、必要量を確保していきます。

共同生活援助については、「社会福祉法人 当麻かたるべの森」や「グループホームさんれっど」、近隣の市町村と連携を図りながら、利用者のニーズに応じた施設整備を促進し、必要量を確保していきます。

(2)日中活動系サービス(月単位の利用人数と利用量)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	34人 683人日	34人 683人日	34人 683人日	34人 683人日
自立訓練 (機能訓練)	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
自立訓練 (生活訓練)	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
宿泊型自立訓練	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
就労移行支援	3人 40人日	3人 40人日	3人 40人日	3人 40人日
就労継続支援 A型	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

就労継続支援 B型	25 人 437 人日	25 人 437 人日	25 人 437 人日	25 人 437 人日
就労定着支援	0人	0人	0人	0人
療養介護	1人	1人	1人	1人
短期入所 (福祉型)	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日	1人 1人日
短期入所 (医療型)	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日

【確保の方策】

第6期におけるサービス利用量の推移を踏まえ、サービス利用者のニーズを把握しながら、必要かつ適正なサービスを受けられるよう、事業者と連携を図りながら、サービス提供体制とサービス量の確保に努めます。

(3)訪問系サービス(月単位の利用人数と利用量)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	3人 14時間	5人 24 時間	5人 24 時間	5人 24 時間
重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	2人 18 時間	2人 18 時間	2人 18 時間	2人 18 時間
行動援護	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間
重度障がい者等 包括支援	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間	0 人 0 時間

【確保の方策】

第6期の実績を基本とし、今後も需要が見込まれることや、地域生活移行を推進する観点から事業者と連携を図り、在宅サービスの質的・量的確保に努めます。

(4)相談支援(月単位の利用人数)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	13 人	13 人	13 人	13 人
地域移行支援	1 人	0 人	0 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人

【確保の方策】

「上川中部基幹相談支援センター」において、専門的な相談支援の充実を図るため関係機関との連携の強化、課題の解決に向けて取り組んでいきます。

2 児童福祉法などによるサービス

必要な量の見込みは、利用実績に応じて勘案し設定します。

(1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援(月単位の利用人数と利用量)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	14 人 68 人日	15 人 70 人日	15 人 70 人日	15 人 70 人日
医療型児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日	0人 0人日
放課後等デイサービス	20 人 190 人日	21 人 209 人日	21 人 209 人日	21 人 209 人日
保育所等訪問支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日
居宅訪問型児童発達支援	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日	0 人 0 人日

【確保の方策】

第6期におけるサービス利用量の推移を踏まえ、町内サービス事業者において、専門的なサービスの充実を図るため関係機関との連携の強化、情報の共有を図ることにより、必要サービス量の確保に努めていきます。

(2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

(月単位の利用人数、相談場所の数)

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	7人	7人	7人	7人

【確保の方策】

障がい児相談支援事業については、「上川中部基幹相談支援センター」において、専門的な相談支援の充実を図っていきます。

(3)その他の支援

○障がい児等支援体制整備事業(北海道単独事業)

子どもの成長発達に関する身近な相談機関として、発達の遅れや障がいのあるお子さんとその家族に適切な相談支援及び療育を提供する事業です。

「上川中部こども通園センター」において、継続して実施していきます。

3 地域生活支援事業

第6期計画の見込み量を原則とし、利用実績に応じて勘案し設定します。

(1)必須事業

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	0人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1人	1人	1人	1人
手話通訳者設置事業	未実施	未実施	未実施	未実施
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	0件	0件	0件	0件
自立生活支援用具	2件	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	230 件	230 件	230 件	230 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	0件	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	12 人	12 人	12 人	12 人

移動支援事業	14 人 341 時間	14 人 341 時間	14 人 341 時間	14 人 341 時間
地域活動支援センター事業	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人

(2)任意事業

区 分	令和5年度 (実績見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	4箇所 5人	4箇所 5人	4箇所 5人	4箇所 5人
社会参加促進事業	83 人	80 人	80 人	80 人
地域移行のための 安心生活支援事業	0 人	1 人	1 人	1 人

4 その他の事業

(1)身体障がい者補装具費給付

身体障がい者の職業その他の日常生活の能率の向上や、身体障がい児について将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に使用する補装具に係る費用について給付します。

(2)精神障がい者交通費助成

在宅で精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者に対し、通院などの交通費を助成します。

(3)腎臓機能障がい者通院交通費助成

腎臓の機能の障がいがある方に、症状の軽減や除去をするために人工透析療法による医療機関への通院に要した交通費を助成します。

(4)酸素濃縮器等電気料金助成

呼吸器機能などの疾患により、酸素濃縮器及び人工呼吸器の使用に係る電気料金を助成します。

(5)心身障がい者(児)通所交通費助成

心身障がい者(児)が心身などの訓練を受けて社会参加を目指し、社会福祉施設への通所に要した交通費を助成します。

第6 計画の推進体制

1 計画の周知

障がい者が安心して生活できるまちづくりを実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施に当たっては、障がい者支援に関わる全ての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知に向け、ホームページに計画を掲載するなど広報活動を行います。

2 推進体制の構築

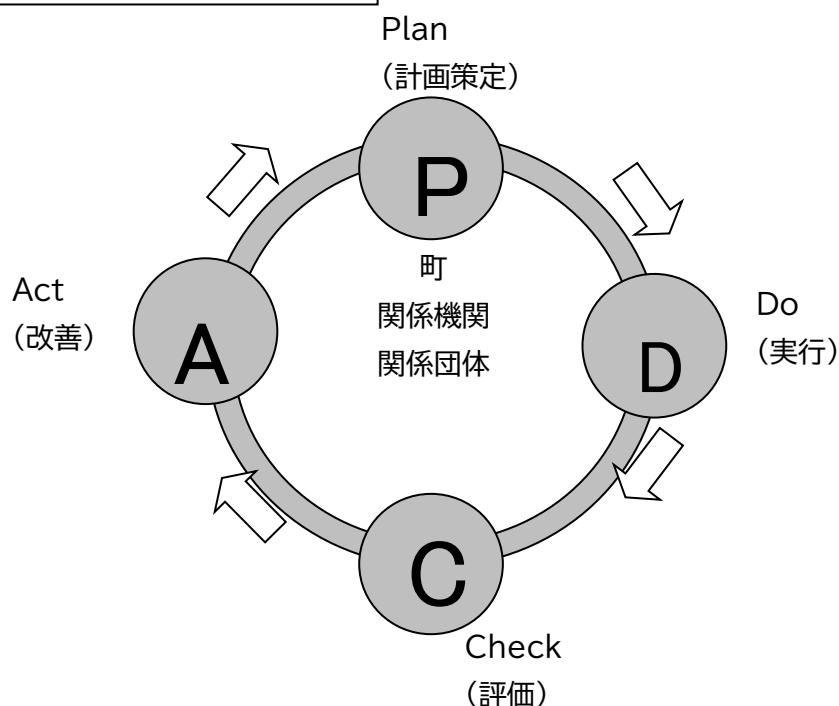
本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取組が要されることから、庁内においては、担当課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会などの協力を得ながら取り組む協働体制の構築を検討します。

さらに、地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である「当麻町自立支援協議会」によって地域の関係機関の連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

また、PDCAサイクルにより定期的に調査、分析を行い、課題などがある場合は随時対応をします。

PDCA サイクルのイメージ



第 7 期当麻町障がい福祉計画
第 3 期当麻町障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月
編集・発行 当麻町役場保健福祉課

〒078-1393
北海道上川郡当麻町3条東2丁目 11 番1号
電話 0166-84-2111
Fax 0166-84-4883